令和 4 年度第 1 回 青森市中央卸売市場取引委員会

資料

【目次】

令和5年休開市日について

- ・ 青森市中央卸売市場に係る令和5年休開市日について
 - • P1
- · 令和 5 年青森市中央卸売市場休開市日(案)【水産物部】
 - • P2
- · 令和 5 年青森市中央卸売市場休開市日(案)【青果部】
 - • P3

・開場日・休業日の設定に関する指針

(全国中央卸売市場協会)・・・P4

青森市中央卸売市場に係る令和5年休開市日について

青森市中央卸売市場

1 青森市中央卸売市場取引委員会専門部会における検討結果

(1) 水産部会 10月24日(月)開催

休開市日は、東京市場を基本としつつ、市場取引の実情を踏まえ8月11日(金)を臨時開市日とする。

(2) 青果部会 10月25日(火)開催

休開市日は、東京市場を基本としつつ、市場取引の実情を踏まえ8月11日(金)、11月3日(金)を臨時開市日とする。

2 休開市日等の詳細

部名	水産物部	青果部					
臨時休市日数	40日	43日					
臨時休市日	・日曜、祝日を含めて週休2日制とすることを目標とし、原則と	- こして水曜日を臨時休市日とする。					
	・実施日(両部共通)40日						
	1月 18日 (水)、25日 (水)	7月 5日(水)、12日(水)、26日(水)					
	2月 1日(水)、15日(水)	8月 2日(水)、9日(水)、14日(月)、15日(火)					
	3月 1日(水)、8日(水)、15日(水)、29日(水)	23日(水)、30日(水)					
		9月 6日 (水)、13日 (水)、27日 (水)					
	5月 10日 (水)、17日 (水)、24日 (水)、31日 (水)	10月 4日 (水)、18日 (水)、25日 (水)					
	6月 7日 (水)、14日 (水)、21日 (水)、28日 (水)	11月 8日(水)、15日(水)、29日(水)					
		12月 6日(水)、13日(水)、20日(水)					
	・実施日(水産部のみ)0日	・実施日(青果部のみ)3日					
		2月 8日 (水)、4月26日 (水)、11月1日 (水)					
臨時開市日数	1日	2日					
臨時開市日	8月11日 (金)	8月11日(金)、11月3日(金)					
年 始	条例どおり1月1日~4日 休市						
年 末	条例どおり12月31日 休市						
5 月 連 休	3日、4日、5日 条例どおり休市						
8月(お盆期間)	14日、15日 臨時休市						
年間開市日数	255日(-1)	253日 (-2)					
年間休市日数	110日(+1)	112日 (+2)					

※()内の数字は、前年(令和4年)との増減

3 東京市場 、仙台市場との休開市日の相違点

	青森市		東京市場		仙台市場	
	水産物部	青果部	水産物部	青果部	水産物部	青果部
年間開場日数	255日	253日	256日	252日	256日	252日
	5月5日:休市		5月5日:開市		5月5日:開市	
備考	11月1日:開市				11月1日:開市	
川 行	11月3日:休市		11月3日:開市		11月3日:休市	
		12月30日:開市		12月30日:休市		12月30日:休市

※二重下線部:青森市との相違箇所

令和5年青森市中央卸売市場水産物部臨時休開市日(案)

水産物部

営業日数 255 日 特記事項

					20	日
		1		月		
月	月	<u>火</u> 3	水	木	金	土
1	2		4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25 •	26	27	28
29	30	31				
					21	Н

					21	口
		4		月		
F	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						
					22	日

					44	Н
		7		月		
F	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	ದಿ	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26 •	27	28	29
30	31					
		·		·	22	Н

					22	口			
10 月									
日	月	火	水	木	金 6	Ŧ			
1	2	3	$\stackrel{4}{\bullet}$	5	6	7			
8	9	10	11	12	13	14			
15	16	17	18	19	20	21			
22	23	24	25 •	26	27	28			
29	30	31							

凡		は条	例上の体	ҟ市
例	(71	日)

					20	日
		2		月		
月	月	火	水	木	金 3	土
			1	2		4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15 •	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				
	·				20	Н

					20	Щ
		5		月		
月	月	火	水 3	木	金 5	土
	1	2	3	4		6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			
					21	H

					21	П
		8		月		
目	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	110	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		
					21	日

_								
11 月								
П	月	火	水	木	金 3	土		
			1	2	3	4		
5	6	7	8	9	10	11		
12	13	14	15	16	17	18		
19	20	21	22	23	24	25		
26	27	28	29 •	30				

)	は臨	語時付	市	0	は国		市
	40	日)	(1	日)

					22	日
		3		月		
日	月	火	水	木	金 3	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29 •	30	31	
					22	H

					22	Н
		6		月		
H	月	火	水	木	金	士:
				1	金 2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21 •	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

					21	日
		9		月		
Ħ	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27 •	28	29	30
					23	日

		1	2	月		
日	月	火	水	木	金	王
					1	<u>±</u> 2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13 •	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

令和5年青森市中央卸売市場青果部臨時休開市日(案)

青果部

営業日数 253 日 特記事項

特記事項		
20 日	19 日	22 日 2 日
1 月 月 月 月 月 月 月 1 日 月 1 日 日 日 日 日 日 日 日	2 月 日 月 火 水 木 金 土	3 月 日 火 水 木 金 土
1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4	日 月 火 水 木 金 土
8 9 10 11 12 13 14	5 6 7 8 9 10 11	5 6 7 8 9 10 11
15 16 17 18 19 20 21	12 13 14 15 16 17 18	12 13 14 15 16 17 18
22 23 24 25 26 27 28	19 20 21 22 23 24 25	19 20 21 22 23 24 25
29 30 31	26 27 28	26 27 28 29 30 31
20 日	20 日	22 日
4 月	5 月	6 月
月 火 水 木 金 土	日月火水 木金 土 1 2 3 4 5 6	日月火水水 水金 1 2
2 3 4 5 6 7 8	7 8 9 10 11 12 13	4 5 6 7 8 9 10
9 10 11 12 13 14 15	14 15 16 17 18 19 20	11 12 13 14 15 16 17
16 17 18 19 20 21 22	21 22 23 24 25 26 27	18 19 20 21 22 23 24
23 24 25 26 27 28 29	28 29 30 31	25 26 27 28 29 30
30		
22 目	21 日	2 1 日
	8 月	9 月
7 月 日 月 日	8 月 日	9 月
7 月日 水水木金土	8 月 日月火水水木金土 12 3 4 5	9 月 日 火 水 木 金 土 1 2
7 月 日月火水木金土 2 3 4 5 6 7 8	8 月 日月火水水 未金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	9 月 日月火水木金土 12 3 4 5 6 7 8 9
7 月 日月水水木金土 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	8 月 日月次水木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19	9 月 日月火水水 未 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16
7 月 日月水水木金土 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22	B 月 日月火水水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26	9 月 日月火水水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23
7 月 日月水水木魚土 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29	B 月 日月火水水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26	9 月 日月火水水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23
7 月 日月水水水木金土 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 22 日 10 月	8 月 日月火水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	9 月 □ 月 火 水 木 金 ± 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 23 日 12 月
7 月 日月水水水木金土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 22 日	8 月 日月火水木 金 士 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 11 月 日月火水木 金 士 1 2 3 4	9 月 日月火水水木金土 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30
7 月 日月火水水 卷 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 22 日 10 月 日月火水水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14	8 月 日月火水水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 11 月 日月火水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11	9 月 日月火水木 金 ± 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 12 月 日月火水木 金 ± 1 2 3 4 5 6 7 8 9
7 月 日月火水木金土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 22 日 10 月 日月火水木金土 1 2 3 4 5 6 7	8 月 日月火水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 11 月 日月火水 木 金 土 1 2 3 4	9 月 日月火水水木金土 1 月火水木金土 1 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 12 月 火水水、木金土 土 1 月 火水水、木金土 土 1 2
7 月 日月火水水 卷 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 22 日 10 月 日月火水水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14	8 月 日月火水水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 11 月 日月火水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11	9 月 日月火水木 金 ± 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 12 月 日月火水木 金 ± 1 2 3 4 5 6 7 8 9
7 月 日月火水木 金 土 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	8 月 日月火水水 未 金 士 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 11 月 日月火水 木 蚕 士 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18	9 月 □ 月 火 水 木 金 ± 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 □ 12 月 □ 月 火 水 木 金 ± 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16
7 月 日月火水水 木 金 土 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	8 月 日月火水水 未 金 士 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 日月火水 木 金 士 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25	9 月 日月火水木 金 ± 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 12 月 日月火水木 金 ± 12 月 日月火水木 木 金 ± 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23

開場日・休業日の設定に関する指針

令和2年5月29日制定 令和3年6月7日改正 全国中央卸売市場協会

業務規程に基づき開設者が定める臨時開場日及び臨時休業日(業務規程に基づき開設者が定める開場日及び休業日を含む。以下、「開場日」「休業日」という。)については、これまでの経緯や市場を取り巻く社会経済環境の変化、市場関係団体からの要請、市場の公共性や地域の実情等を踏まえ下記を考慮したうえで、各開設者が具体的に設定するものとする。

なお、本指針の対象は青果・水産物を取扱品目とする市場とする。

記

1 市場の年間休業日数と休業日

- (1) 休業日の設定については、昨今の社会経済情勢を踏まえ、市場業者の労働環境の確保や市場取引の活性化の観点から、最低限完全週休2日を想定した年間休業日数を確保することを目標とする。
- (2) なお、上記の年間休業日数には、8月の盆休みや年末年始の休業日も含めることを基本とするが、産地や実需者の状況、市場業者の経営環境や市場の特性を踏まえ、上記目標に上乗せして休業日数を設定することも可能とする。

2 休業日の設定及び対応

- (1) 休業日は、原則として日曜・祝日とし、完全週休2日を想定した年間休業日数を確保するため 祝日のない週においては、日曜・水曜を基本とする。
- (2) 休業日の設定に当たっては、休業日における小売支援のための連携方法等について、市場関係者と協議・調整を行い、卸売市場の機能確保に努めるものとする。

3 連休における臨時開場日の設定

二日以上連続した休業日においては、生鮮食料品等の商品特性や安定供給、産地及び市場の流通 事情も考慮したうえで、必要に応じて開場日を設定するものとする。

4 開場日・休業日の全国統一など

- (1) 開場日・休業日は、できるだけ全国的に統一して実施できるよう各都市連携し、努力する。ただし、それぞれの市場の特性や地域の実情を考慮し対応することとする。
- (2) 青果と水産物の取扱品目を併せ持つ市場にあっては、総合市場としての機能確保と利用者の利便性確保の観点から、できるだけ開場日・休業日を統一することが望ましいが、その市場特性や実情に応じて両部門の異なる取扱も考慮して対応することとする。

5 開場日・休業日の周知徹底

決定された開場日・休業日については、市場関係者等に周知徹底を図り、万全を期するものとする。

※この指針については、毎年協議を行い必要に応じて変更できることとする。